

○皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、皇學館大学（以下「本学」という。）における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応等に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本規程において、研究者とは、本学の教職員、大学院学生及び研究員等、本学において研究活動に従事する者をいう。

2 本規程において、研究活動における不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用

ア 捏造 存在しないデータ及び研究結果等を作成すること

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

(2) (1)以外の不正行為

ア 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

イ 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと

ウ 利益相反 ある行為により、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為

エ その他研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

（研究者の責務）

第3条 研究者は、皇學館大学研究倫理規程に基づき、責任を持って研究活動を行うものとする。

2 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

3 研究者は、研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。

4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

5 前項の研究資料等の保存期間は、当該論文等の発表後、資料（文書、数値データ、画像など）については10年間、試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については5年間を原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

第2章 不正防止のための体制

（責任体制）

第4条 本学における研究活動上の不正行為防止等に係る体制については、以下のとおりとする。

(1) 最高管理責任者は、学長とする。最高管理責任者は、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等について最終的な責任を負うこととし、不正行為防止に関する基本方針を策定・周知し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

- (2) 統括管理責任者は、事務局長とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な権限と責任を負うこととする。統括管理責任者は、不正行為防止に関する基本方針に基づき、コンプライアンス推進責任者に研究倫理教育の実施を指示するとともに、その実施状況を確認の上、最高管理責任者に報告しなければならない。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、各学部長、各研究科長、学生部長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、学生支援部長及び研究開発推進センター事務長とし、研究倫理教育について実質的な権限と責任を有する。コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する各部局等に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的実施し、受講状況を管理監督しなければならない。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、各学科主任とし、コンプライアンス推進責任者の指示の下、研究倫理教育の実施及び受講状況の管理監督を行うこととする。

第3章 告発の受付

（不正行為に対する通報の受付窓口）

第5条 本学における研究活動の不正行為に関する学内外からの告発又は相談を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を監査室に設置する。

（告発の受付体制）

第6条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、電話、電子メール又は面談等により、通報窓口で告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 通報窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。最高管理責任者は、当該告発に関係する部局の責任者等に、その内容を通知するものとする。
- 4 匿名による告発があった場合は、通報窓口の責任者は、最高管理責任者と協議の上、これを第1項に準ずる告発とみなすことができる。
- 5 通報窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを第4項に規定する匿名による告発に準じて取り扱うものとする。

（告発の相談）

第7条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口の責任者は、その内容を統括管理責任者に報告するものとする。
- 3 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、相当の理由があると認めた場合は、通報窓口を経由して、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 4 前項による確認の結果、相談者に告発の意思がある場合には、統括管理責任者は、通報窓口を経由

して相談者に前条第1項に定める書面の提出を求めることができる。

- 5 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口の責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 6 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

（通報窓口の職員の義務）

第8条 告発の受付に当たっては、通報窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 通報窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第9条 本規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

（告発者等の保護）

第10条 最高管理責任者は、告発をしたこと及び調査に協力したことを理由とする当該告発者等の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発したこと及び調査に協力したことを理由として、当該告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者及び調査協力者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人皇學館賞罰規程等の学内規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第11条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人皇學館賞罰規程等の学内規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）

第12条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、

被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

（予備調査の実施）

第13条 第6条に基づく告発があった場合は、最高管理責任者は直ちに当該事案に係る予備調査の実施の可否を判断する。予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員は、統括管理責任者、被告発者が所属する部局の長及び最高管理責任者が指名した者若干名によって構成するものとする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めること又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の根拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第14条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査の可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第15条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関、関係省庁又は告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

（調査委員会の設置）

第16条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに本調査のための調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員は最高管理責任者が指名するものとし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。なお、全ての委員は告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する委員をもって充てる。

（本調査の通知）

第17条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により最高管理責任者に対して委員に関する異議申立てをすることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員の交代を行い、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査の実施）

第18条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、収集又は生成した資料、情報及びデータ等の精査並びに関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第19条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第20条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第21条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第22条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第23条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科

学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第18条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

（認定の手續）

第24条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、本調査を通じて、告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うにあたっては、当該告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、第1項及び第2項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

（認定の方法）

第25条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為を認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

第26条 最高管理責任者は、速やかに調査結果の内容を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

第27条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は前条の通知を受けた日（被告発者の不服申立てによる再調査の結果、悪意に基づく告発と認定された者については、第28条第4項の通知を受けた日）から14日以内に、その認定について、前項に準じて不服申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知し、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 4 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 前項に定める新たな委員は、第16条第2項に準じて指名するとともに、第17条に準じた手続を行う。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 7 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

（再調査）

第28条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を実施した場合には、再調査開始後概ね50日以内に、先の調査結果を変更するか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を告発者、被告発者及び被告者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

第29条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、当該調査結果公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

（本調査中における一時的措置）

第30条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止等）

第31条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止及び当該研究に係る研究費の返還を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第32条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第33条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第34条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、学校法人皇學館賞罰規程等学内の規程に基づき必要な処分を行う。不正行為の悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟もありえる。

- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

（是正措置等）

第35条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、関係する部局責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

（庶務）

第36条 この規程の庶務は、研究開発推進センターが処理する。

（規程の改廃）

第37条 この規程の改廃は、教学運営会議の議を経て全学教授会が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月2日から施行する。